

唐代寫本における避諱と則天文字の使用

—P.5523 recto の書寫年代について

辻正博

はじめに

小論は、「唐高宗天訓」として知られる P.5523 recto の書寫年代について、避諱と則天文字の使用状況を手がかりに推測を試みるものである。

まず、P.5523 に關する目録記述をまとめておこう¹。

本寫本は、それぞれ6紙を貼り合わせた2つの殘卷で構成される（両者は直接接合しない）。全12紙から成る卷子本の全長は449.5cmで、縦の長さは27.3cmである（各紙の横幅は40.3~40.7cm）。料紙はかなり均質で、極めて薄い。簀子目のピッチは極めて細く測定不能である。両面に文字が書寫されており、表面は「唐高宗天訓」とされ²、背面は「春秋後語（西晉・孔衍撰）」に比定されている。なお書寫年代は、7世紀末~8世紀初頭とされる。

小論で取り上げるのはこのうち表面であるが、これについていまいし詳しく紹介しておく（本寫本の寫眞は、フランス国立圖書館がインターネット上に公開しており、高精細の畫像を容易に見ることができる³）。

首尾殘缺、全189行。各章には、「貞正第二十一」「清慎第二十二」「微感第二十三」と表題が附されている（「第二十」の表題は不明）。文字は丁寧な楷書で墨書されており、胡粉によって文字が訂正されている箇所が何か所かある。天地および縦に墨で界線が引かれており、行間は約2.3cm、1紙あたりの行數は約17行、本

¹Jean-Pierre Drège, Michel Soymié et al., *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang : fonds Pelliot chinois*, vol.5, Tome 2, Paris, 1995, p.553.

²王重民『巴黎敦煌殘卷敘錄第二輯』（國立北平圖書館、1941年）、卷三、子部に「唐高宗天訓」として著録されている（〔民國〕26年4月1日〕の日付がある）。『敦煌古籍敘錄』（商務印書館、1958年）の記事も同一内容であるが、標題を「唐高宗天訓(?)」とするのは正しくない。『巴黎敦煌殘卷敘錄第二輯』の體例から判斷して、當該條の書名の後に附された「(?)」は撰者名が不明であることを示すものであって、王氏は寫本の書名比定について斷定を避けているわけではない。

³<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8302755t.r=5523.langEN> (2015/8/31 最終アクセス)

文の文字数は1行あたり14文字程度である。本文に対する注釋が雙行注の形式で書かれている。

なお寫本中には、唐朝廟諱の忌避が確認されるとともに、いわゆる「則天文字（武周新字）」の使用が認められる。小論では、特にこれらに焦點を絞り込んで検討を加え、それらを手がかりとしてP.5523 rectoの書寫年代について卑見を述べたいと思う。なお、敦煌寫本中に見える避諱字の問題については、竇懷永氏が近著においてきわめて詳細な分析を行っている⁴。特に避諱字と俗字の關係については、小論も大いに啓發を受けた。

一、唐朝前期の避諱政策

寫本の検討に先立ち、唐朝前期（玄宗朝まで）の避諱政策について概観しておきたい。唐朝廟制の變遷については、表1を参照されたい。

文字を書寫する際に皇帝の諱を避けることの起源は古いが⁵、唐朝における具體的な方針は、「玄武門の變」直後の武德9年(626)6月に、皇太子であった李世民が發した令を嚆矢とする。

依禮、二名義不偏諱。尼父達聖、非無前旨。近代以來、曲爲節制、兩字兼避、廢闕以多、率意而行、有違經誥。今其官號人名及公私文籍、有「世」及「民」兩字不連讀者、竝不須諱避。（『通典』卷104禮典、沿革、凶禮）

『禮記』曲禮上に「二名不偏諱」とあるのに従い⁶、今後は「世民」と連続しなければ忌避せずともよいという内容の令である。しかし、貞觀23年(649)5月に高宗が即位するとその翌月に、

〔貞觀二十三年六月〕先是、太宗二名令天下不連言者勿避。至是、始改官名犯先帝諱者。

と、「世」「民」の文字をそれぞれ忌避して官職名を改めた⁷。なお、高宗の諱である「治」字については、單名であるために問題なく忌避されることとなり、これに抵觸する官職名は直ちに改められた。

⁴竇懷永『敦煌文獻避諱研究』（甘肅教育出版社、2013年11月）。

⁵陳垣『史諱舉例』（1928年初出。科學出版社、1958年重印）。

⁶『禮記』曲禮上には「卒哭乃諱〈鄭注。生者不相辟名〉」とあるが、唐朝では今上皇帝の諱を避けていたこと、以下の史料からも明白である。『史諱舉例』「第四十九 舊諱新諱例」、82頁。

⁷但し、實際には太宗時代から偏諱が行われていたことが、つとに指摘されている。『史諱舉例』「第四十四、二名偏諱例」、75頁。

〔貞觀二十三年〕秋七月丙午、改治書侍御史爲御史中丞、諸州治中爲司馬、別駕爲長史、治禮郎爲奉禮郎、以避上名。以貞觀時不諱先帝二字、不許、有司奏曰「先帝二名、禮不偏諱。上既單名、臣子不合指斥」。上乃從之。（『舊唐書』卷4高宗本紀）

なお、唐律の規定では、

諸上書若奏事、誤犯宗廟諱者、杖八十。口誤及餘文書誤犯者、笞五十。即爲名字觸犯者、徒三年。若嫌名及二名偏犯者、不坐。（職制律25「上書奏事犯人諱」）

とあり、禮の規定との調和が保たれている。

さて、顯慶2年(657)12月には、「昏」「葉」の字形をそれぞれ「昏」「葉」と改め、「世」「民」についての避諱を擴大する一方、同5年(660)正月に、

詔「孔宣設教、正名爲首、戴聖貽範、嫌名不諱。比見鈔寫古典、至於朕名、或闕其點畫、或隨便改換、恐六籍雅言、會意多爽、九流通義、指事全違。誠非立書之本。自今以後、繕寫舊典文書、竝宜使成、不須隨義改易」。（『通典』卷104禮典、沿革、凶禮）

という内容の詔敕を出して、古典を抄寫する際には、缺筆や代替字使用による避諱を認めないこととした。

ところがこの方針は、遅くとも玄宗の開元年間までに大きく變更されている。すなわち、開元25年に制定された「令」（公式令）において、書籍の抄寫や史書の撰述に際しては「缺筆」による避諱を行うよう定められているのである。

【准】公式令、諸寫經史群書及撰錄舊事、其文有犯國諱者、皆爲字不成。（『宋刑統』卷10職制律）

唐朝の避諱制度は、この開元25年令でおおむね定まり、これ以後、制度の大きな改変は見られない。

二、P.5523 recto における避諱

P.5523 recto における唐朝廟諱の忌避の概略は、以下の通りである（丸括弧内の数字は当該文字が出現する行数を示す）。

〔缺筆による避諱〕

太祖の諱「虎」……「虎」 5例のうち4例が缺筆（75、109、111、112）
太宗の諱「世」……「泄」 2例のうち1例が缺筆（36）

「民」……「民」 18例のうち1例が缺筆(72)

[代替字による避諱]

高宗の諱「治」……「治」を「理」で代替したものが1例(73)

[不避諱]

太祖の諱「虎」……「虎」1例(74)

世祖(代祖)の諱「昞(曷)」……「昞」1例(74)

太宗の諱「世」……「世」6例(24、36、83、121、157、181)、「棄」2例(27、123)、「泄」1例(176)

「民」……「昏」1例(26)、「民」17例(40、42、52、53、59、77、78、85、88、97、101、115、124、171、175、176、178)

高宗の諱「治」……「治」4例(81、132、147、171)

中宗の諱「顯」……「顯」1例(138)

※睿宗の諱「旦」・玄宗の諱「隆基」については用例無し

次に、本寫本における避諱の事例について、具體的に見ておきたい。

① 虎

本寫本で用いられている「虎」字はすべて異體字(「虜」)であり、最後の縦畫を缺くことにより避諱している。



(第109行)

② 泄

本寫本では、「世」字については避諱されていないが、「泄」字については缺筆により避諱する例が1つある。



(第36行)

③ 民

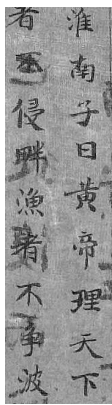
「民」字についてはほとんど缺筆されていないが、1例のみ缺筆により避諱する例がある。



(第72行)

④ 治

「治」字については、缺筆の例は見えないが、代替字による避諱の例が1つある⁸。



(第73行)

⑤ 華

なお、王重民は、第34行・第100行・第124行に見える「華」字3例を、則天武后の祖父たる武華の諱を避けたものであると指摘している⁹。しかし、該当する文字のかたちを調べてみると、必ずしもその全てを避諱の事例とは見なし得ないように思われる。



(第34行)



(第100行)



(第124行)

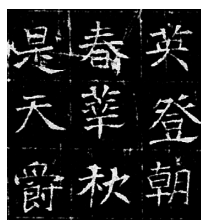
⁸『淮南子』覽冥訓。昔者黃帝治天下而力牧、太山稽輔之。

⁹王重民『巴黎敦煌殘卷敘錄第二輯』卷三、第2葉背。「華」字の避諱については、『史諱舉例』「第十六 外戚諱例」、28頁を参照。

第 34 行および第 100 行に見える「華」字について言えば、石刻資料中にこれと酷似した字形が以下の如く見られる。



楊厲墓誌（隋・大業 12 年葬、洛陽出土）



范高及妻蘇氏墓誌（隋・大業 6 年葬、洛陽出土）

これら 2 つの墓誌はともに隋代のものなので、「華」字は避諱字ではなく異體字と見るべきであろう。

但し、第 124 行に見える「華」字については、缺筆と見てよい。これについては、道坂昭廣氏の近著に詳しいのでご参照いただきたい¹⁰。文献史料によれば、武太後の祖父の諱に對する忌避は垂拱元年に始まるとするが¹¹、道坂氏によれば、墓誌中に「華」字の末畫を缺筆する事例は垂拱 2 年に初見する（下掲、「管基墓誌」）。



管基墓誌（唐・垂拱 2 年葬、洛陽出土）

他の墓誌には缺筆しない例が存在するなど、當時においても避諱は必ずしも徹

¹⁰道坂昭廣「日本に傳わる『王勃集』殘卷について——その書寫の形式と「華」字缺筆が意味すること」（『東方學』130、2015 年）。

¹¹『元和郡縣圖志』卷 2 關內道、華州。垂拱元年、改爲太州、避武太后祖諱也。神龍元年復舊。『唐會要』卷六八、諸府尹、興德府。〔華州〕垂拱元年十月七日、改爲太州、華陰縣爲仙掌縣。神龍元年（705）二月五日、改爲華州。四月二十八日、又改爲太州。唐隆元年（710）七月八日、復爲華州。

底していないこと、垂拱2年を境に「華」字の使用が明白に避けられていること等、道坂氏の指摘は興味深い¹²。なお、「管基墓誌」では、墓主の埋葬年の干支「丙戌」を「景戌」と記すなど唐朝の廟諱（代祖の諱「昞」）も避けている。

以上をまとめると、次のようになろう。

- ・P.5523 rectoにおける唐朝廟諱の忌避のしかたは、かなりいい加減なものである。
- ・武後の祖父の諱「華」に対する忌避について。従来の研究で避諱と見なされてきた3例のうち、2例は異體字である可能性が高く、1例は缺筆の事例である。
- ・唐朝の避諱政策との関わり。典籍の書寫においては、規定上、避諱も代替字の使用も行わないはずであるが、本寫本ではこれが全く徹底されておらず、缺筆・代替字による避諱が散見される。

三、P.5523 rectoにおける則天文字の使用

次に、P.5523 rectoにおける則天文字（武周新字）の使用状況について検討したい。

この問題についても、つとに王重民が着目し、本寫本の書寫年代確定の手がかりとされてきた。ただ、當時に比して、則天文字に関する資料は増加し、それに伴い研究も飛躍的に進展した¹³。いま改めて検討する必要があると考える所以である。

表2 則天文字一覽

第1次制定 〈載初元年正月(689)〉	𠄎(照) 𠄎(天) 𠄎(地) 𠄎(正) 𠄎(年) 𠄎(月) 𠄎(日) 𠄎(星) 𠄎(君) 𠄎(臣) 𠄎(載) 𠄎(初)
第2次制定 〈天授元年9月(690)〉	𠄎(授)
第3次制定 〈證聖元年正月(694)〉	𠄎(證) 𠄎(聖)
第4次制定 〈證聖元年4月(695)頃〉	𠄎(國)
第5次制定 〈聖曆元年正月(697)〉	𠄎(月) 𠄎(人)

¹²注10 道坂論文、75～76頁。

¹³藏中進『則天文字の研究』（翰林書房、1995年）。中國大陸における近年の研究状況については、蔣愛花・安邵凡「“武周新字”研究状況概述」（『渤海大學學報（哲學社會科學版）』2014年第2期）を参照。

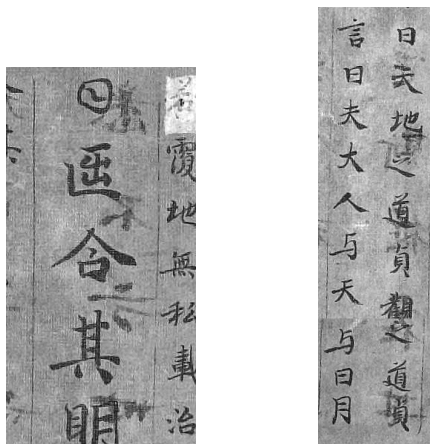
表2に示したように、則天文字（17種18字）は、載初元年正月（689年）から聖暦元年正月（697）まで5次にわたって制定された。このうち、本寫本で使用が確認されるのは、次の3字である。

日（2例）……第1次制定分（載初元年正月（689））：第51行、第149行

國（1例）……第4次制定分（證聖元年4月ごろ（694））：第114行

月（1例）……第5次制定分（聖暦元年正月（697））：第51行

これら以外については、則天文字を使用せず通常の子體で書寫されている。また、上記3字についても、通常の子體で書寫されている場合が壓倒的に多く、同じ行で則天文字と通常の子體とが混在するケースも見られる。



（ともに第51行）

従來の則天文字研究では、則天文字が比較的嚴格に使用されている事例を研究対象とすることが多く、藏中進氏の著書『則天文字の研究』においても本寫本は検討対象となっていない。ちなみに藏中氏は著書の中で、

（則天文字の——引用者）中國本土における公式の實際使用期間は、（中略）六九〇年（載初元年）～七〇五年（神龍元年）の約十五年間であったと斷じてよい。（161頁）

と述べておられる。そこから考えると、則天文字の使用が嚴密でない本寫本の書寫時期は、藏中氏が示す15年間を過ぎた後のことである可能性が高いように思われる。

四、P.5523 rectoの書寫年代

これまで書誌學や古文書學において、避諱字や則天文字の使用狀況は、寫本・刊本などの年代比定を行う際の重要な手がかりとされてきた。しかし、敦煌文獻に

關しては、竇懷永氏の以下の指摘が重要である¹⁴。

- ・避諱字と俗字を區別することの重要性：兩者を正しく區別することにより初めて避諱の狀況を正確に把握することができる。
- ・避諱字の有無を重視しすぎることの危険性：全ての寫本が嚴密に避諱を行っているとは限らない。
- ・唐朝の避諱政策と實際の避諱とのギャップに注意することの重要性

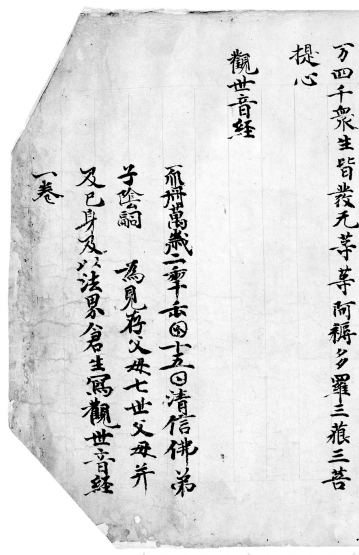
こうした竇氏の指摘とこれまでの検討結果を勘案して、P.5523 recto の書寫年代を考えると、おおむね次のようになろう。

- ① 則天文字（第5次制定）を使用していることから、本寫本が聖曆元年正月（697）以降に書寫されたことは疑いない。但し、則天文字の使用は全くと言ってよいほど徹底されていない。
- ② 薄手の上質紙に謹直な楷書で書寫され、胡粉を使用して文字の訂正を行っていることなどから見て、本寫本は官廳など公的な場で作られた寫本であると考えられる。にもかかわらず、唐朝の廟諱を嚴密に避けていない。

②のような狀況をどう考えるかについては、武周王朝に書寫された寫本における避諱の狀況が参考になろう。



S.6502（部分）



S.217（卷末）

『大雲經神皇授記義疏』（以下、『大雲經疏』と略稱）は、僧法明らによってつくられた『大雲經』（北涼・曇無讖撰）の注釋書である。敦煌文獻中にその寫本が二

¹⁴前掲、竇懷永『敦煌文獻避諱研究』。

點存することが確認されており (S.2658、S.6502)、アントニーノ・フォルテ氏によれば、その製作年代は武周王朝成立直前の載初元年 (689年12月18日～690年10月15日) である¹⁵。

注目すべきは、『大雲經疏』寫本における避諱の状況である。いま、S.6502について見てみると、

又衛元嵩識云、兩角麒麟兒世民 (第142行)

麒麟兒世民、太宗諱也 (第145行)

下線部のように、いずれも太宗李世民的諱を避けることなく直書している¹⁶。一方で則天文字の使用については厳密である。

唐朝の廟諱を避けず、則天文字を使用する例は他にも見られる。たとえば、S.217「觀世音經」の題記 (武周の天冊萬歲2年、695年) である。

天冊萬歲二年正月十五日、清信佛弟
子陰嗣 爲見存父母・七世父母并
及己身及以法界倉生寫觀世音經
一卷。(ゴチックは則天文字)

2度使用されている「世」字は、いずれも缺筆せずに直書されている。

唐朝の廟諱を忌避せず、則天文字を厳密に使用していることを、武周時代の寫本の一特徴であるとすれば、前掲のS.6502もまた、武周時代に書寫された寫本と見てよからう。

とすれば、小論で検討してきたP.5523 rectoの書寫年代を、武周時代の影響が残存していて、なおかつ、唐朝の廟諱を避けねばならなかった時期、すなわち、8世紀初頭 (おそらくは中宗朝) であると推測することも可能であろう。寫本の料紙や筆跡についての目録所見も、8世紀初頭の書寫という上記の推測と矛盾しない。

圖版出典

楊厲墓誌 『北京圖書館藏中國歷代石刻匯編』10、中州古籍出版社、1989年

范高及妻蘇氏墓誌 同上

管基墓誌 『北京圖書館藏中國歷代石刻匯編』17、中州古籍出版社、1989年

P.5523 <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8302755t.r=5523.langEN> (2015/8/31 最終アクセス)

¹⁵アントニーノ・フォルテ『『大雲經疏』をめぐって』(『講座敦煌』7 敦煌と中國佛教) 大東出版社、1984年。

¹⁶寫本行數はA.Forte, *Political Propaganda and Ideology in China at the End of Seventh Century*, Kyoto, 2005. 所掲の圖版による。

S.6502 A.Forte, *Political Propaganda and Ideology in China at the End of Seventh Century*, Kyoto, 2005.

S.217 <http://idp.bl.uk/database/large.a4d?recnum=217&imageRecnum=13799> (2015/8/31 最終アクセス)

※掲載に際し、P.5523 および S.217 については、もとの彩色圖版をモノクロとした上で色調を補正した。

(作者は京都大學人間・環境學研究科教授)